

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>②施設又は設備等に関する基準</p> <p>a 本プログラムに定める内容の保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>b 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。</p> <p>c 運動の実践指導を行う場合には、救急時における応急処置のための設備を有していること。</p> <p>d <u>保健指導が実施される施設の敷地内が全面禁煙とされていること。</u></p> <p>③保健指導の内容に関する基準</p> <p>a 本プログラムに準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域、職域の特性を考慮したものであること。</p> <p>b 具体的な保健指導のプログラム（支援のための材料、学習教材等を含む）は、医療保険者に提示され、医療保険者の了解が得られたものであること。</p> <p>c 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いること。</p> <p>d 個別指導を行う場合はプライバシーが保護される場で行われること。</p> <p>e 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合は、事業者は相談に応じること。</p> <p>f 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者への対応については、個別訪問するなど対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。</p> <p>④保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準</p> <p>a 本プログラムにおいて定める電子的標準様式により、医療保険者に対して保健指導対象者の保健指導レベル、効果（腹囲、体重）等を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。</p> <p>b 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等が適切に保存・管理されていること。</p> <p>c 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）等を遵守すること。</p> <p>d <u>健診データや保健指導データの電子媒体による保存等については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。</u></p>	<p>②施設又は設備等に関する基準</p> <p>a 本プログラムに定める内容の保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>b 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。</p> <p>c 運動の実践指導を行う場合には、救急時における応急処置のための設備を有していること。</p> <p>d <u>健康増進法 25 条に定める受動喫煙の防止装置が講じられていること。</u></p> <p>③保健指導の内容に関する基準</p> <p>a 本プログラムに準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域、職域の特性を考慮したものであること。</p> <p>b 具体的な保健指導のプログラム（支援のための材料、学習教材等を含む）は、医療保険者に提示され、医療保険者の了解が得られたものであること。</p> <p>c 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。</p> <p>d 個別指導を行う場合はプライバシーが保護される場で行われること。</p> <p>e 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合は、事業者は相談に応じること。</p> <p>f 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者への対応については、個別訪問するなど対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。</p> <p>④保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準</p> <p>a 本プログラムにおいて定める電子的標準様式により、医療保険者に対して保健指導対象者の保健指導レベル、効果（腹囲、体重）等を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。</p> <p>b 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を記載したものが、適切に保存・管理されていること。</p> <p>c <u>正当な理由がなく、その業務上知り得た保健指導対象者の情報を漏らしてはならない。</u></p> <p>d 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）等を遵守すること。</p> <p>e <u>医療保険者の委託を受けて健診結果や保健指導結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。</u></p>

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>e インターネットを利用した保健指導を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の6.9 外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理に規定されているとおり、①秘匿性の確保のための適切な暗号化、②通信の起点・終点識別のための認証、③リモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。さらに、①インターネット上で保健指導対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（健診データを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、健診データを含むページにアクセスする場合には本人にしか知りえない質問形式のパスワードとする等）、②インターネット上で健診データを入手できるサービスを受けることについて必ず本人の同意を得ること、③当該同意を得られない者の健診データは、当該サービスを受ける者の健診データとは別の保存場所とし、外部から物理的にアクセスできないようにすること等により、外部への情報漏洩、不正アクセス及びコンピュータ・ウイルスの侵入等の防止のための安全管理を徹底すること。</p> <p>f 保健指導結果の分析等を委託する際には、本来必要とされる情報の範囲に限り提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できない番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。</p> <p>⑤運営等に関する基準</p> <p>a 対象者にとって保健指導が受けやすくなるよう、利用者の利便性に配慮した保健指導（例えば、土日祝日・夜間に行うなど）を実施するなど保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。</p> <p>b 対象者から苦情を受け付ける窓口が設置され、苦情への対応が適切に行える体制であること。</p> <p>c 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。</p> <p>d 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないこととともに、保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売（例えば、商品等を保健指導対象者の誤解を招く方法で勧めること）等を行わないこと。</p> <p>e 保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該保健指導実施者の資質の向上に努めていること。</p> <p>f 本プログラムに定める内容の保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。</p> <p>g 医療保険者から受託した業務の一部の再委託が行われる場合には、医療保険者が委託先と委託契約を締結するに当たり、当該委託契約において、再委託先との契約において本基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。</p>	<p>f インターネットを利用した保健指導を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の6.9 外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理に規定されているとおり、①秘匿性の確保のための適切な暗号化、②通信の起点・終点識別のための認証、③リモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。さらに、①インターネット上で保健指導対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、健診データを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、健診データを含むページにアクセスする場合には本人にしか知りえない質問形式のパスワードとする等）、②インターネット上で健診データを入手できるサービスを受けることについて必ず本人の同意を得ること、③当該同意を得られない者の健診データは、当該サービスを受ける者の健診データとは別の保存場所とし、外部から物理的にアクセスできないようにすること等により、外部への情報漏洩、不正アクセス及びコンピュータ・ウイルスの侵入等の防止のための安全管理を徹底すること。</p> <p>g 保健指導結果の分析等を行うため、医療保険者の委託を受けて保健指導結果を外部に提供する場合、本来必要とされる情報の範囲に限り提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できない番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。</p> <p>⑤運営等に関する基準</p> <p>a 対象者にとって保健指導が受けやすくなるよう、利用者の利便性に配慮した保健指導（例えば、土日祝日・夜間に行うなど）を実施するなど保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。</p> <p>b 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。</p> <p>c 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないこととともに、保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売（例えば、商品等を保健指導対象者の誤解を招く方法で勧めること）等を行わないこと。</p> <p>d 保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該保健指導実施者の資質の向上に努めていること。</p> <p>e 本プログラムに定める内容の保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。</p> <p>f 医療保険者から受託した業務の一部の再委託が行われる場合には、医療保険者が委託先と委託契約を締結するに当たり、当該委託契約において、再委託先との契約において本基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。</p> <p>g 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定め、保健指導機関のみやすい場所に当該規定の概要等を掲示するとともに、ホー</p>

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
	<p><u>△ページ上での掲載等を通じて、当該規定の内容を広く周知すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 事業の目的及び運営の方針</u> <u>二 統括者の氏名及び職種</u> <u>三 従業者の職種及び員数</u> <u>四 保健指導実施日及び実施時間</u> <u>五 保健指導の内容及び価格その他費用の額</u> <u>六 通常の事業の実施地域</u> <u>七 緊急時における対応</u> <u>八 その他運営に関する重要事項</u> <p><u>h 保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、保健指導対象者から求められたときは、これを掲示すること。</u></p> <p><u>i 保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、保健指導機関の設備及び備品について、衛生的な管理を行うこと。</u></p> <p><u>j 保健指導機関について、虚偽または誇大な広告を行わないこと。</u></p> <p><u>k 保健指導対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p><u>l 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。</u></p>

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>（５）国、都道府県、市町村、医療保険者の役割</p> <p>１）国の役割 国は、保健指導の標準的なプログラムを示すとともに、これを基にした保健指導の委託基準を示す。 また、都道府県において、事業者の指導ができるよう、保健指導に関する情報を都道府県に報告する規定を設けるなど、情報の公開に努める。</p> <p>２）都道府県の役割 地域・職域連携推進協議会を活用して、生活習慣病対策に取り組む関係者間（事業者を含む）の総合調整を行い、体制整備を行う。 また、保険者協議会などを利用して、委託する事業者に関する情報交換を行い、適切な委託契約が行えるよう支援する。 市町村、医療保険者、事業者が行う保健指導の質を向上させることができるよう、保健師、管理栄養士等に対する研修等を行い、質の高い事業者を育成する。また、保健指導に関するデータの収集及び分析を行い、市町村や医療保険者に提供し、事業者の選定に資する。 また、医療保険者の違いによる保健指導の実施に格差が生じた場合には、都道府県の地域・職域連携協議会等を通じて、その調整を行う。</p> <p>３）市町村（一般行政）の役割 地域住民からの健診・保健指導に関する様々な相談に応じる体制をつくる。</p> <p>４）医療保険者の役割 保健指導に関する計画を策定し、効果的な保健指導が提供できるよう、予算の確保、実施体制の整備を行う。 その中で、地域・職域の特性を考慮に入れた保健指導の理念を明確にし、生活習慣病対策全体における保健指導の位置づけを明確にするとともに、アウトソーシングする業務の範囲や考え方を定め、質の高い事業者を選定する。 アウトソーシングの目的に合致した委託基準を作成し、適切な事業者を選定するとともに、契約内容についてモニタリングを行い、問題がある場合には適宜改善を求める。 また、委託した事業者から提出された事業の結果報告以外に、対象者から直接的な評価、また、費用対効果を評価し、効率的でかつ質の高い保健指導の実施に努める。</p>	<p>（５）国、都道府県、市町村、医療保険者の役割</p> <p>１）国の役割 国は、保健指導の標準的なプログラムを示すとともに、これを基にした保健指導の委託基準を示す。 また、都道府県において、事業者の指導ができるよう、保健指導に関する情報を都道府県に報告する規定を設けるなど、情報の公開に努める。</p> <p>２）都道府県の役割 地域・職域連携推進協議会を活用して、生活習慣病対策に取り組む関係者間（事業者を含む）の総合調整を行い、体制整備を行う。 また、保険者協議会などを利用して、委託する事業者に関する情報交換を行い、適切な委託契約が行えるよう支援する。 市町村、医療保険者、事業者が行う保健指導の質を向上させることができるよう、保健師、管理栄養士等に対する研修等を行い、質の高い事業者を育成する。また、保健指導に関するデータの収集及び分析を行い、市町村や医療保険者に提供し、事業者の選定に資する。 また、医療保険者の違いによる保健指導の実施に格差が生じた場合には、都道府県の地域・職域連携協議会等を通じて、その調整を行う。</p> <p>３）市町村（一般行政）の役割 地域住民からの健診・保健指導に関する様々な相談に応じる体制をつくる。</p> <p>４）医療保険者の役割 保健指導に関する計画を策定し、効果的な保健指導が提供できるよう、予算の確保、実施体制の整備を行う。 その中で、地域・職域の特性を考慮に入れた保健指導の理念を明確にし、生活習慣病対策全体における保健指導の位置づけを明確にするとともに、アウトソーシングする業務の範囲や考え方を定め、質の高い事業者を選定する。 アウトソーシングの目的に合致した委託基準を作成し、適切な事業者を選定するとともに、契約内容についてモニタリングを行い、問題がある場合には適宜改善を求める。 また、委託した事業者から提出された事業の結果報告以外に、対象者から直接的な評価、また、費用対効果を評価し、効率的でかつ質の高い保健指導の実施に努める。</p>